

ストップ・ザ・つらい!

～墜落・転落災害防止のポイント～



平成30年度 強調期間
6・10・12・3月

安全帯使って
墜落ストップ!!

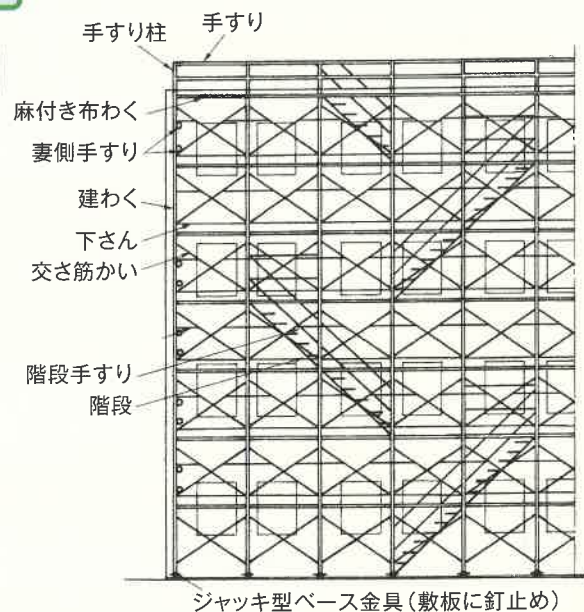


建災防大阪キャラクター
ケンさん

足場等の組立て・解体時の安全作業

足場の組立て等の作業に係る業務にあたっては、平成29年7月から従事するすべての作業員が特別教育を受けている必要があります。

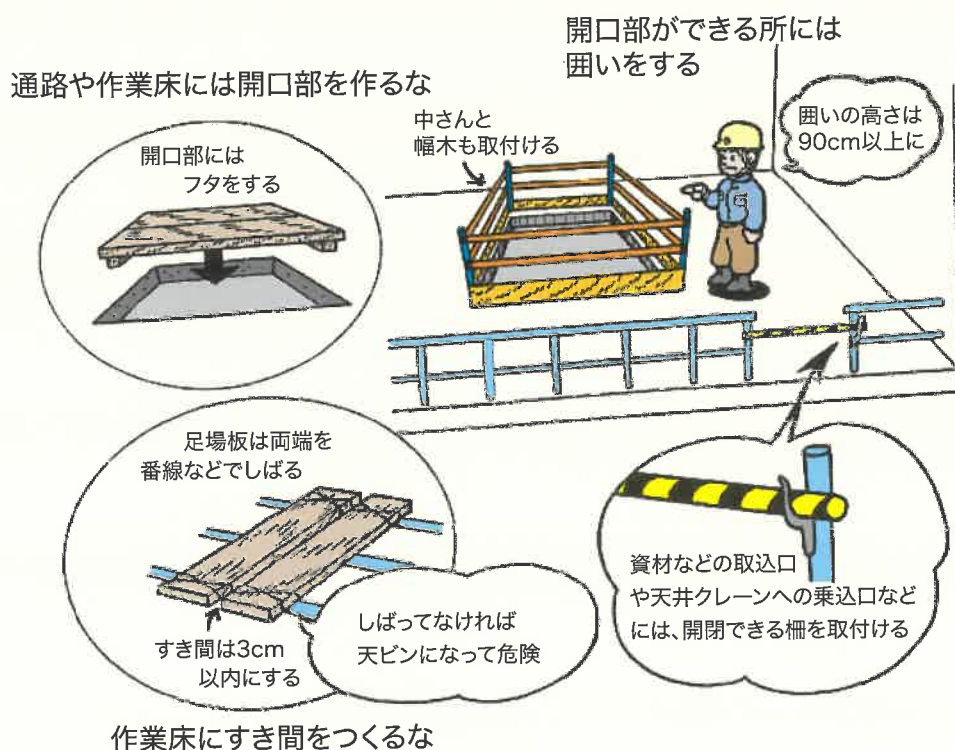
- 1 足場の組立て等の作業は、足場の組立て等作業主任者のもとで、足場の組立て等特別教育を受けた者が行いましょう。
- 2 足場上での作業では、必ず親綱を先行して張り安全帯を使用しましょう。また、手すり先行工法を採用しましょう。
- 3 足場上には不要な資材は置かず、通路を確保しましょう。
- 4 組み立て時は、昇降階段を先行して取り付けて昇降しましょう。また、解体時は、出来るだけ昇降設備は後に解体しましょう。
- 5 作業場所は、上下作業を禁止し、下部は、立ち入り禁止措置を確実に行いましょう。
- 6 材料の荷揚げ・荷下ろしには、介しゃくロープを使用し、合図者を配置しましょう。



開口部の安全作業

労働安全衛生規則第519条

- 1 高さが2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。
- 2 前項の規定により囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等取りはずすときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。



移動はしごの安全作業

移動はしご(労働安全衛生規則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料に著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め装置の取付けその他転位を防止するための必要な措置

墜落・転倒災害防止のポイント

これだけではなくそう繰り返し災害
— 起因物・型別による災害事例研究 —
建設業労働災害防止協会大阪府支部より

- ① はしごの下部を補助者が支える。
- ② 安定した水平な場所に設置する。
- ③ 変形したはしごは使用しない。
- ④ はしごの立てかけ角度は約75度
にすること。
- ⑤ はしごの先端は屋根の軒先より
60cm以上突き出す。

1. 高さ、深さが1.5mをこえる場合
安全な昇降設備を設ける。

4. はしごの上端は上部床から
60cm以上突き出す。

5. はしごの上で反動のかかる
作業をしない。

6. すべり止めをつけ、転倒の
防止措置をする。

2. 踏みさんは
等間隔に
設ける。
[25cm以上
35cm以下]

7. はしごの設置角度
は75°程度とする。

3. はしごの幅は30cm以上とする。

8. 物を持って昇降しない。

はしごを使うときは、安全ブロックを使いましょう。

片手での昇降はやめましょう

はしごは上下移動するためのものです。はしご上での作業は絶対にやめましょう！

昭和43年6月14日付 安発第100号

- 1 「転位を防止するために必要な措置」には、はしごの上方を建築物等に取り付けること、他の労働者がはしごの下方を支えること等の措置が含まれる。
- 2 移動はしごは、原則として継いで用いることを禁止し、やむを得ず継いで用いる場合には、次によること。
 - イ 全体の長さは9メートル以下
 - ロ 継手が重合せ継手のときは、接続部において1.5m以上を重ね合せて2箇所以上において堅固に固定
 - ハ 継手が突合せ継手のときは1.5メートル以上の添木を用いて4箇所以上において堅固に固定
- 3 移動はしごの踏み機は、25cm以上35cm以下の間隔で、かつ、等間隔に。

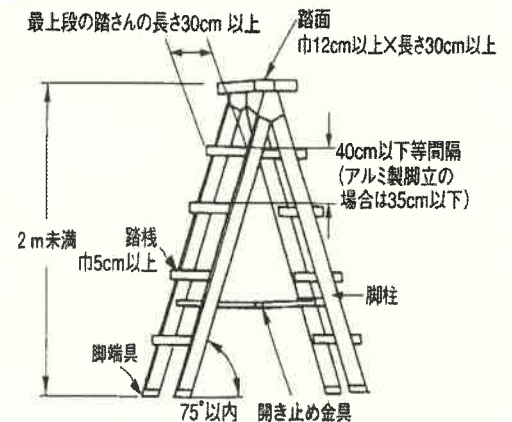
墜落・転落災害防止のポイント

脚立使用時の安全作業

脚立(労働安全衛生規則第528条)

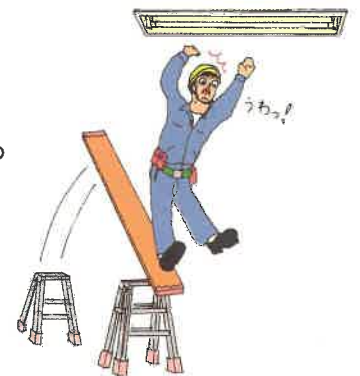
- 1 丈夫な構造とすること。
- 2 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
- 3 脚と水平面との角度を75度以下、かつ、折りたたみ式のもの
は脚と水平面との角度を確実に保つ金具等を備えること。
- 4 踏み面は、作業を安全に行うため必要な面積を有すること。

(参考) 仮設工業会
「仮設機材認定基準とその解説」より

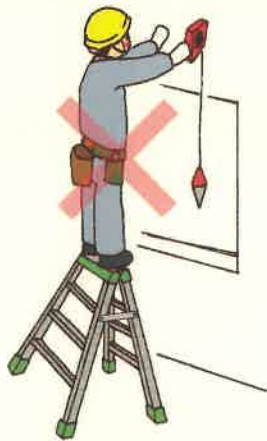


脚立災害防止のための留意事項

- (1) 天板上で作業をしない
- (2) 脚立上で力作業、反動を伴う作業は行わない
- (3) 高さ2m以上の脚立は使用しない(不安定になり危険)
- (4) 脚立と足場板を併用する場合は、足場板を3点支持とし、ゴムバンド等で固定する
- (5) 脚部支持地盤・床版の確認(めりこみ、スリーブ穴)
- (6) 脚部支持端具(ゴムキャップ)の確認(外れてガタつかないか、予備はあるか)
- (7) 手に物を持って昇降しない
- (8) 支柱を両手でつかんで昇降し、踏み面に背を向けて降りない
- (9) 長靴、地下足袋等の靴底に泥や水、油の付着はないか確認する
- (10) 脚立の法規を守る



脚立天板作業は禁止です。



靴底が濡れるとよく滑ります!



間隔が広すぎます!



～建設現場の災害事例と安全作業のイラスト集～
工事安全イラスト都島工房より

可搬式作業台の災害防止のための留意事項

- (1) 始業前に支柱の形状の確認及び機能の点検を行う
(天板、開き止め、折りたたみ金具、踏み面、開脚・伸縮の固定機構部(ストッパー)など)
- (2) 足元の確認(支持床の強度・傾斜・凸凹・穴、床面の水濡れ)
- (3) 高さが1.5mを超える昇降は、手掛かり棒や支柱を両手で握って昇降し、踏み面を
背にして降りない
- (4) 単独使用が原則!(並べて使用すると、床にすき間ができる)
- (5) 天板上での脚立、はしご、架台使用の禁止
- (6) 天板を作業箇所の中心位置に据える(踏み外し防止)
- (7) 150kgを超えて積載しない(自分の体重も含めて)=1人作業
- (8) 天板上で反動作業は行わない(反動作業は広い安定した作業床を確保する)
- (9) 人を乗せたまま移動しない、荷を乗せたまま高さ調節をしない
- (10) 作業箇所の照明確保[粗な作業70ルクス以上=新聞が読める明るさ]

